

議案第 23 号

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正について

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

日出町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年日出町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 33 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 46 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 49 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項第2号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

## 理 由

「こども未来戦略」による基準の見直し及び栄養士法の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。